

相模原市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、南区役所の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年10月31日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年10月30日

2 監査の対象及び方法

この監査は、南区役所において、平成26年度（平成26年8月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 区政策課

各事業の支出に関する事務

(2) 地域振興課

各事業の支出に関する事務

(3) 区民課

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(4) 大野中まちづくりセンター

市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

(5) 麻溝まちづくりセンター

市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

(6) 新磯まちづくりセンター

市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

(7) 相模台まちづくりセンター

市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

(8) 相武台まちづくりセンター

市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

(9) 東林まちづくりセンター

市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

区政策課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託（平成26

年5月1日から平成27年3月31日まで)他3件の委託契約において、仕様書中、引用している契約書の条項が特定できない事例や、これらのうち2件の契約においては、契約書頭書の文言が一部欠落している不適切な事例が見られた。

委託料の契約に関する事務については、前回の南区役所定期監査(平成23年10月実施)において、契約名称の誤りや文言の欠落、誤字が散見されたことなどに対し、口頭により注意を行ったところ、「確認体制を整えるなど適正な事務を執行する」旨の回答を得ていた。しかしながら、今回の定期監査においても、同様に不適切な事例が見られたことは、大変遺憾であると言わざるを得ない。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなどの再発防止に取り組むとともに、職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正な事務の執行をされたい。

(2) 注意事項

地域振興課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、委託料の契約事務において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 南区インフォメーションBOX企画運営委託「『SC相模原』と『ノジマステラ神奈川相模原』を応援しよう!」において、2者の見積書の内訳が相違しているにもかかわらず、見積合わせを行い契約の相手方を選定していた。

イ ホームページ作成委託(南区パフォーマンスステージ)において、仕様書に定める委託業務の一部が履行されていないにもかかわらず、委託料が支払われていた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

(3) 南区役所におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。